

碧南市における土壤汚染について

碧南市内の有限会社齊藤メッキ工業跡地において、土地所有者が土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、土地所有者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

土地所有者

(2) 報告年月日

2026年6月5日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県碧南市げんじしんめいまち源氏神明町144番、145番及び146番の各一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	1.4mg/L (28倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	2 / 16
シアン化合物	0.4mg/L	検出され ないこと	0～0.5m	1 / 16
ほう素及び その化合物	27mg/L (27倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0～1.5m	3 / 16

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

全ての調査地点で法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 調査対象地の概要

(1) 面積

1,363.79 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1955年4月から2024年2月まで、電気メッキ加工を行う事業場の敷地の一部として利用されていましたが、現在は閉鎖されています。

今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において取扱履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・シアン化合物

無機シアン化合物は、非常に強い毒性をもっています。これはシアン化合物が呼吸酸素の鉄や銅と結合することによって、組織呼吸（内呼吸ともいわれ、血液で運ばれた酸素が各組織に取り込まれ、そこで生じた二酸化炭素を取り去る過程）を抑制するためです。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどを起こすとの報告があります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

（参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編）